

財務諸表の様式等の変更について

山口県土木建築部監理課

建設業法施行規則の一部改正により、様式と手引きを以下の通り変更しました。
改正後の様式は令和3年4月1日以降に開始した営業年度に係る決算期に関して作成するものに適用します。

なお、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成するものは従前の様式によることができます。

様式

貸借対照表（法人用）（様式第15号） 「資産の部Ⅰ流動資産 繰延税金資産」及び「負債の部Ⅰ流動負債 繰延税金負債」の削除
株主資本等変動計算書（様式第17号） 「新株式申込証拠金」の欄を追加
注記表（様式第17号の2） 「4-2 会計上の見積り」及び「17-2 収益認識関係」の追加 「8(1) 工事進行基準による完成工事高」の削除
損益計算書（個人用）（様式第19号） 「注 工事進行基準による完成工事高」の削除

手引き

	項目	改定前	改定後
1	P.55、56 工事経歴書 記載要領	<p>3(1)① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあっては完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。</p>	<p>3(1)① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、<u>会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、</u>その完成工事高を括弧書で付記すること。</p>
2	P.96 貸借対照表 記載要領	<p>13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。</p>	<p>13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として<u>投資その他の資産</u>又は<u>固定負債</u>に記載する。</p>